

第2次草津町 子ども読書活動推進計画



令和6年10月

草津町教育委員会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

現在、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また、読書の在り方にも大きな影響が及んでいます。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもの頃の読書活動が多い子どもほど、大人になって未来志向や社会性などの意識・能力が高いという調査研究結果も報告されています。

国においては、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」、令和5年3月に「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。また、群馬県においても平成31年4月に施行された「群馬県の読書活動の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、「群馬県読書活動推進計画」（令和2年3月策定・令和4年3月改定）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

草津町においても、関連するこれらの計画等を踏まえながら、子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的に、令和元年に「草津町子ども読書活動推進計画」を策定しました。このたび、計画期間の満了を迎えるにあたり、さらに子どもの読書活動を推進すべく、本計画（第二次）を策定するものです。

(2) 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者及び読書に関心と興味のある町民をはじめ、教育関係者等も対象とします。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和6年10月から令和11年9月までの5年間とします。

(4) 計画の推進方針

草津町は、次の取組を通じ、本計画の推進を図ります。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 地域における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 読書活動におけるバリアフリーの推進
- ⑤ 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが初めて本と出会う場所です。

家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めることにもつながります。

また、親は、子どものうちから読書週間を身に付けることの重要性を理解し、日常の生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、子どもの読書活動に積極的に関わっていくこと（「親自身が読書する姿を子どもに見せる」「子どもと一緒に図書館に出かける」「読み聞かせ会に参加する」等）が必要となるため、取組を推進します。

<具体的な取組>

- ① 講演会や研修会、読書活動普及のためのイベントなど、子どもだけでなく親に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。
- ② ブックスタート事業において、保健部局と連携し、乳児相談に来所したお子さんとご家族に教育委員会から絵本を配布し、また絵本の読み聞かせを実施し、愛着形成を図ります。
- ③ 公立図書館は、子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する推薦図書や展示コーナーを用いて手にとりやすい配架を定期的に設ける取組を行います。
- ④ 貸出図書のランキング等についてのブックリストの作成・改訂を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことができる環境を整備していくことが必要です。

特に、公立図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出合える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。

そのため、草津町の公立図書館（草津町立温泉図書館）では、専門職員により年齢や目的に応じた図書等を計画的にそろえるとともに、その活用や普及に努めていく必要があります。

また、その時々の子どもの取り巻く社会環境等を十分認識した上で、子どもや親に対して読書活動の普及や習慣化を推進していきます。

さらに、子どもを持つ親の多くが参加する行事や足を運ぶ場所を中心に読書の普及活動を実施するなど、効果的に取組を進めるとともに、PTA（おはなしボランティア）やボランティア団体（草津読み聞かせの会）といった社会教育関係団体の協力を得ていきます。

<具体的な取組>

- ① 公立図書館は、児童図書の充実に努めるとともに、他の公立図書館との間での相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② 公立図書館は、グローバル化社会への対応として、多言語の書籍の充実に努めます。

- ③ 公立図書館に加え、学童保育（児童室）や公立認定こども園においても、読み聞かせ会など子どもが読書に興味・関心を持つようなイベントを開催します。
- ④ 読み聞かせのボランティア団体や20年以上に渡り、子どもたちに読み聞かせ活動を実施しているおはなしボランティア（PTA）等の社会教育関係団体を通じた活動などにより、親に対する読書活動への理解を得る取組を進めます。

（3）学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校等においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。

幼稚園やこども園等においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることが必要です。

また、学校図書室は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書室資料を整備・充実させていきます。

＜具体的な取組＞

- ① 公立認定こども園は、図書に触れることができるスペースの確保に努め、絵本や物語に親しむ環境の整備を図ります。
- ② 学校図書室は、公立図書館の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。

（4）読書活動におけるバリアフリーの推進

子どもの読書活動を推進するにあたり、「読書に困難がある者」（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）への読書環境を整備し、円滑な利用のために適切な支援を行うことが求められます。学校図書室は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、公立図書館と連携・協力することが必要です。

こども園においても様々な媒体に触れることで知的好奇心が向上し、読書への興味や読書習慣形成につながります。

そのため、公立図書館は、児童生徒の知的活動の向上のため音訳図書やアクセシブルな書籍の充実に努め読書活動の推進を図るとともに、学校図書室やこども園への連携・支援を行います。

＜具体的な取組＞

- ① 公立図書館は、学校図書室・公立認定こども園の連携・協力を推進します。
音訳図書やアクセシブルな書籍の充実に努め、必要に応じ情報提供や支援を行います。
- ② 公立図書館は、点訳や朗読のボランティア団体との連携を進めます。
- ③ 公立認定こども園は、音訳図書やアクセシブルな書籍の充実を図ります。

(5) 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

学校図書室は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、公立図書館と連携・協力することが必要です。

また、公立図書館は、地域・文化の振興や地域の人づくりのため、また将来の利用者を育てる観点から、学校図書室に対する支援を行います。

また、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の推進を図ります。

<具体的な取組>

- ① 公立図書館と学校図書室の連携・協力を推進します。

特に学校図書室は、公立図書館からの団体貸出制度を積極的に活用するとともに、学校司書を対象とした実務研修を受講する等により、子どもの読書環境の維持・向上を図ります。

- ② 公立図書館と学校図書室は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体（草津読み聞かせの会、PTA保護者によるおはなしボランティア等）との連携を推進します。